

「第10次目黒区交通安全計画」策定に向けた取組について

1 改定の背景等

平成28年度から令和2年度を計画期間とする第9次目黒区交通安全計画（以下「現行計画」という。）は、交通安全対策基本法に基づき、第10次東京都交通安全計画との整合を図り策定した計画である。交通事故の無い安全で快適に暮らすことができるまちを実現するため、交通安全対策の分野ごと、区、警察署、各道路管理者などが講じる交通安全対策を掲げている。年間交通事故死傷者数470人以下、放置自転車等1日台数290台以下を目指しているが、令和元年、区内の年間交通事故死傷者数は533人、1日の放置自転車等台数は331台発生している。

近年発生する交通事故は、高齢者ドライバーによる保育園児を巻き込む事故や車両暴走事故、あおり運転による重大な交通事故の発生など、安全意識に欠ける運転が大きな問題となっている。区内では、交通事故件数は減少傾向にあるが、自転車が関与する事故は約4割で推移している。区では、これら喫緊の課題に対応するため、目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例の制定、免許証の自主返納の呼び掛け及び保育園児等の通園・園外保育時の安全確保など、事故を未然に防ぐための対策を行っている。

現行計画では、重点施策として、子どもと高齢者の交通安全対策及び総合的な自転車対策を推進するとともに、継続施策として、安全啓発、事故防止、道路環境整備などを推進することとしている。これまで、警察署と連携し、幼児を対象とした交通安全教室の開催や地域主催の安全教室の支援、放置自転車対策や自転車走行環境整備など総合的な自転車対策、自転車シェアリング事業による自転車活用などの取組を進める中、年間交通事故死傷者数、放置自転車等1日台数とも目標達成には至っていない状況である。

ついては、交通事故防止対策、総合的な自転車対策及び自転車活用を推進していくため、令和2年度、第10次目黒区交通安全計画（以下「交通安全計画」という。）の策定に向け取組んでいく。

2 区内の交通状況

(1) 交通事故の状況

交通事故件数及び死傷者数の合計は減少傾向にあるが、重傷者数は増加している。令和元年、交通事故は462件、死傷者数は533人発生している。また、自転車に関与する事故は約4割で推移している。

(現行計画の目標：年間交通事故死傷者数470人以下)

区分\年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
交通事故件数 (件)	593	568	573	512	462
死者数 (人)	2	1	0	1	3
重傷者数 (人)	3	9	16	21	31
軽傷者数 (人)	673	626	633	564	499
(死者・重傷・軽傷の合計)	678	636	649	586	533
自転車関与 事故件数 (件)	222	227	219	201	192
関与率 (%)	37.4	40.0	38.2	39.3	41.6

(2) 放置自転車等の状況

自転車及び原動機付き自転車（50cc以下）の1日の放置台数は、平成11年度の8,869台をピークに減少している。令和元年度の1日の放置台数は331台であったが、大半は買い物などによる短時間の放置である。

(現行計画の目標：放置自転車台数290台以下)

区分\年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
放置台数 (台)	390	418	448	362	331

3 交通安全計画策定の基本的な考え方

交通安全対策として、高齢者などに対する安全運転への啓発、保育園児など交通弱者を守る対策、自転車安全利用に係る対策、交通事故及び放置自転車の発生を防止する対策に加え、自転車利用の多様化を踏まえた自転車の活用を推進するなど、喫緊の課題に対応する取組を計画的に進めていく必要がある。

交通安全計画は、交通安全対策基本法に基づき、第11次東京都交通安全計画との整合を図るとともに、以下の考え方により策定する。

(1) 交通安全計画の策定

交通事故の発生状況等を踏まえた啓発活動や安全教育など「交通事故防止対策」、放置自転車等の防止や自転車走行環境の整備、自転車安全利用の推進など「総合的な自転車対策」、自転車シェアリング事業など「自転車活用の推進」を体系化した交通安全計画とする。

(2) 自転車活用の推進

通勤・通学における自転車への転換、健康増進のための自転車利用など、今後自転車利用の多様化が進む中、自転車等駐車場の適正な運営、自転車走行環境の整備及び自転車シェアリング事業の拡充など、自転車の活用を推進する計画とする。

(3) 各機関等の責務の明確化

交通事故防止対策、総合的な自転車対策、自転車の活用に係る施策ごと、区、警察署、各道路管理者などの役割や連携を明確にした計画とする。

(4) 計画期間

交通安全計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

4 交通安全計画策定の進め方

(1) 現行計画の現状等把握

現行計画の取組状況を反映するとともに、喫緊の課題を整理し対応策を検討する。

(2) 交通安全計画の骨子作成

交通事故防止対策、総合的な自転車対策、自転車活用の推進を体系化し、交通安全計画の骨子を作成する。

(3) 検討体制

交通安全計画の骨子を、区、警察署及び関係機関で構成する目黒区交通安全協議会・幹事会で検討する。あわせて、学識経験者から意見を聴取する。

(4) 交通安全計画策定の進め方

交通安全計画素案を作成し、パブリックコメント等を経て交通安全計画を策定する。

5 今後の予定

令和2年9月	目黒区交通安全協議会・幹事会での検討開始
令和3年1月	交通安全計画素案
2月	パブリックコメント
4月	交通安全計画案
5月	交通安全計画策定

以 上